

令和2年5月18日

発言者	発言要旨
島津委員	5月13日に行われた新型コロナ克服・創造山形県民会議（以下「新型コロナ県民会議」）について、この会議の概要と当日の会議の詳細について教えてほしい。
防災危機管理課長	<p>この会議は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことにより、県民生活や県内産業経済に深刻な影響が生じている中で、県民の力を結集し様々な課題を克服し、新たな地域社会を創り上げていくため、各界各層から意見を聴く場と設置したものである。</p> <p>会議には、県議会議長をはじめ、県選出国會議員、市長会、町村会、経済、労働、福祉、金融関係の代表者、医療専門家等から出席していただいた。会議では、企業活動に対する追加支援、検査体制の充実及び医療用資機材の確保等を求める意見があり、オール山形で新型コロナウイルス感染症を克服し、新しい山形を創造していくことを確認し合った。</p>
島津委員	<p>県ではこれまで新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議（以下「新型コロナ本部員会議」）を11回、山形県新型コロナ総合戦略会議（以下「新型コロナ戦略会議」）を3回開催しているが、新型コロナ戦略会議と新型コロナ県民会議は目的等が重なる部分があると思う。</p> <p>新型コロナ戦略会議の考え方や、今後のあり方について教えてほしい。</p>
防災危機管理課長	<p>新型コロナ戦略会議については、県選出国會議員からの申し出を受け、県民の生命と健康を守るため、緊急的な感染防止対策、特にゴールデンウィーク明けまでの対策について、協議、提言を行う場として設置されたものである。今後の開催については未定であるが、感染状況の局面に応じて検討していくことになる。</p>
島津委員	<p>各界各層から意見を聴く場として、新型コロナ県民会議があり、緊急的な対策を決定する場としての新型コロナ本部員会議があるので、新型コロナ戦略会議のあり方を見直してはどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>本県では、今日まで2週間、新たな感染者が確認されておらず、今後は、感染防止と経済活動の回復を両立した取組みを進めていく段階である。そのため、今後は新型コロナ県民会議の提言を受けて施策を実施していくことになると考えている。新型コロナ戦略会議のあり方については、県選出国會議員とも相談しながら検討していく。</p>
島津委員	<p>地方創生臨時交付金の県分及び市町村分の交付限度額及び算定方法について教えてほしい。</p>
財政課長	<p>地方創生臨時交付金の総額1兆円の内、自治体の単独事業分7,000億円については、5月1日に、各都道府県及び各市町村の交付限度額が示されたところであり、本県では、県分は約55億7,000万円が交付限度額として示された。県分については、平成27年の国勢調査における人口、感染状況及び財政力を基に算定されている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
移住・定住推進課長	県内市町村の交付限度額の合計は約 50 億 7000 万円である。市町村分については、人口、感染者の状況、保健所の有無及び財政力等に基づき算定されている。
島津委員	これら算定基準について、事前に国からの情報提供はあったのか。
財政課長	報道等を通じて大まかな考え方は示されていたが、具体的な算定式は配分結果と同時に通知された。
島津委員	今回決定された交付限度額は、見込んでいた金額と比較してどうか。
財政課長	交付限度額が示されたのは地方単独事業分である。4月補正予算の地方単独事業分の充当額は約 40 億円であり、これに対して約 55 億 7,000 万円の交付限度額が示された。
青柳委員	山形県新型コロナ対策応援金の目的、使い道について詳しく教えてほしい。
消費生活・地域安全課長（兼）県民生活・防災ボランティア支援室長	医療従事者、中小事業者及び経済的影響を受けている学生などを支援することを目的に、多くの県民の善意を応援金という形で受け付けるため、山形銀行、荘内銀行及びきらやか銀行の3行に専用口座を開設し、5月13日から募集を開始したところである。応援金の使途については、各部局において新型コロナ県民会議の意見や現場の声などを参考にしながら、幅広い支援に活用できるよう検討しているところである。
青柳委員	現在の応援金の受入状況はどうか。
消費生活・地域安全課長（兼）県民生活・防災ボランティア支援室長	開設から2日間、5月15日までの状況となるが、個人から41件187万9,000円、企業団体からは8件734万円、合計で49件921万9,000円となっている。
青柳委員	より多くの県民及び県外にいる山形県出身者にこの応援金の情報が届くように周知を徹底してほしい。
高橋(啓)委員	国では新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事する公務員に対する特殊勤務手当について、3～4千円を支給する制度があるが、県の対応はどうか。
人事課長	新型コロナウイルス感染症に関する業務に対する県の特例勤務手当は、現行月額290円の支給となっているが、国においては、3月18日付けで人事院規則が改正され、新型コロナウイルスに感染する恐れがある場所、具体的には中国武漢からの政府チャーター機やダイヤモンドプリンセス号の船内等で作業に従事した者に対して月額3千円もしくは4千円を特例で支給することとなった。これを受けて、総務省から4月21日付けで、各都道府県に対し、病院及び軽症者受入施設における業務についても、この特例

発 言 者	発 言 要 旨
	を適用してもよいという方針が示されたことから、次期定例会での条例改正に向け、現在作業を進めている。
高橋(啓)委員	遡及して適用されるのか。
人事課長	国と同様に陽性患者の発生日まで遡及して適用させる予定である。
高橋(啓)委員	新型コロナウイルス感染症への対応が多忙を極める中において、地震などの自然災害が発生した場合の人員体制についてどのように考えているのか。
防災くらし安心部長	新型コロナウイルス感染症の対策については、事前には想定しづらい課題がたくさん出てきたが、それに関連する担当部局でチームを作って対応してきている。県内の感染状況は落ち着いてきているため、防災くらし安心部では新しい生活様式の普及が取り組みの中心となる。一方で、産業労働部を中心として経済回復に向けた施策を積極的に取り組むことになる。そのような状況であるため、自然災害に係る対応については、防災くらし安心部として体制を再構築し、しっかりと臨んでいくことになる。
金澤委員	地方創生臨時交付金の算定基準となった感染者の数については、人数が多い方が多くの交付金が配分されるという理解でよいか。また、当該交付金の額は東北で何番目か。
財政課長	算定基準となった感染者の数については特定警戒都道府県とされた都道府県またはその全人口に占める感染者の割合が全国平均を超えた都道府県に対しては配慮されることになるが、本県はどちらにも該当していない。 また、配分額における順位については、東北6県の中で一番下であった。
金澤委員	県では新型コロナウイルス感染症への対応として、限られた予算をどのように配分しようとしているのか。
財政課長	現在、令和2年度当初予算の執行見直しを行っているところである。 今年度執行することが必須と考えられる事業を除き、現時点で中止が見込まれるなど見直しが必要と考えられる事業について、各部局と協議をしているところである。
金澤委員	その見直した結果はいつごろ分かるのか。
財政課長	見直しの時期やそれに伴う補正予算については検討中である。
志田委員	予算の組み方というのは、執行可能な予算額からできる事業を行うのではなく、実施しなければならない事業が先にあって、財源を工面するものであると考える。 財源を工面する過程で知事が総合的に判断し、事業の見直しをしていくという理解でよいか。
財政課長	委員指摘の通り、執行見直しについては、新型コロナウイルス感染症対策に必要な額と地方創生臨時交付金を見ながら、最終的には知事が判断す

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	<p>ることになると考える。</p> <p>各市町村が独自に実施している新型コロナウイルス感染症対策への支援については明確な差が生じていると感じている。県ではどのように把握しているのか。</p>
市町村課長	<p>市町村が実施している支援の状況については、現在調査の取りまとめを行っているところである。今後、この取りまとめ結果を各市町村へ提示することで、各市町村が不足する部分を補強していくのではないかと考える。</p>
志田委員	<p>ゴルフ場などの事業者が、感染防止の措置をとることが可能であったにも関わらず自粛要請を行ったことで、様々な誤解を県民から受けることがあった。早急に対応しなければならない状況下であったため、やむを得ないことであったとは思いますが、きめ細かな対応が必要であったと考えるがどうか。</p>
防災くらし安心部長	<p>きめ細かな対応については、今後十分に検討しなければならない。</p> <p>自粛要請の解除後については、事業者団体においてそれぞれ感染防止のためのガイドラインを作成することになっており、これを遵守すれば感染拡大の恐れは低いと認識している。</p>
澁間副委員長	<p>県における業務継続計画（BCP）の策定状況はどうか。</p>
人事課長	<p>業務継続計画については、平成27年から新型インフルエンザを機に策定している。以降、毎年見直しを行い、今年度も新型コロナウイルス感染症に対応した見直しを各部局に依頼している。</p>
澁間副委員長	<p>この計画には具体的にどのようなことが記載されているのか。</p>
人事課長	<p>基本的に各部局における継続する業務と縮小若しくは中断する業務の仕分けを行い、これに基づいて災害時等における業務を遂行することになる。</p>
澁間副委員長	<p>市町村が徴収している入湯税について、新型コロナウイルス感染症への支援として全県的に免除や補助の統一した考えを示すべきと考えるがどうか。</p>
市町村課長	<p>入湯税の減免は課税庁である市町村の判断になる。把握している限り、入湯税相当を補助している事例はあるが、減免している事例は確認していない。市町村の財政運営の面からは、減免ではなく、必要に応じて補助をすべきと考えるが、地域ごとに実情は違うため、県としての統一した取扱いが難しい。</p>
澁間副委員長	<p>新型コロナウイルス感染症への対策に要する予算について、県債もしくは県民公募債の発行について考える必要があると思うがどうか。</p>
財政課長	<p>現在の実質的な県債残高は約6707億円あり、余裕がある状況ではない。</p> <p>地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金といった、国の財源を活用していくことが第一であると考えているが、現行制度</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	の下でどのような対応が考えられるか勉強していきたい。